

安曇野市新市立博物館等の整備方針に係る提案書

平成 27 年度に策定された「安曇野市新市立博物館構想」では、基幹となる市立博物館の新規建設と既存博物館施設の統廃合が提言されました。安曇野のゆたかな自然や、人々が伝えてきた様々な遺産を守り継承して、郷土の文化を育てる拠点として、新市立博物館建設の必要性が述べられています。

しかし、さまざまな制約や事情により、策定から 10 年が経過した現在、新博物館の建設には至っていません。またこの間、全国の博物館を取り巻く情勢も大きく変わりつつあります。

私たち安曇野市新市立博物館整備方針検討委員会は、令和 6 年 1 月 11 日の第 1 回検討委員会において安曇野市教育委員会から次のような課題の提起を受けました。

- 1 既存の博物館施設の老朽化や、資料の収蔵スペース不足への対応。
- 2 近年整備された近隣自治体の博物館とは異なる、安曇野らしい博物館の方向性の検討。
- 3 博物館に関心を持つ市民の増加や、安曇野市ゆかりの先人に対する市民の意識の向上への対応。

当委員会では、これらの課題に対応するため、これまで安曇野市が目指してきた「市民がゆたかな心をもって安曇野で暮らしていくこと」が実現できるように、安曇野市の文化の「顔」となる新たな博物館を整備することが必要であると考え、博物館施設の整備及び統廃合の方向性について議論を深めてきました。そこで、博物館施設の整備方針について、「安曇野市新市立博物館構想」を尊重し、それぞれの課題に対して次のとおり提案します。

- 1 新市立博物館は新規建設とし、延床面積 4,000 m²を基本とする。
ただし制約によりやむなく延床面積を減らす場合は、既存博物館施設等を活用して、資料の収蔵スペースを確保する。
新市立博物館建設に向けて、財源の確保に努め、目途がつき次第、具体化に着手する。
新市立博物館の整備までに年数がかかる場合は、豊科郷土博物館に一定の改修を加える等、市民等の利用に支障を来さないようにする。
- 2 新市立博物館は、安曇野特有の自然環境や景観に育まれた民俗や歴史等、地域の昔と今と未来を総合的に学ぶ館とする。
- 3 新市立博物館の意義について、より多くの市民に理解を深めてもらうとともに、安曇野ゆかりの人物を顕彰する施設の活用を図る。

安曇野市をさらに魅力あふれる郷土へと創りあげていくためには、地域の貴重な自然環境や、先人が築き上げてきた文化遺産を再発見し、地域ゆかりの資料を収集・保存するとともに学びを深め、そのすばらしさを多くの人々と分かち合っていかななくてはなりません。新市立博物館が市民や子どもたちの学びの場となり、安曇野の魅力を広く発信し、後世に伝えていくための拠点として整備されることを願い、別紙に詳細を記して提案いたします。

令和 8 年 4 月 9 日

安曇野市新市立博物館整備方針検討委員会

委員長

龜本 正 治

目次

I 「新市立博物館構想」策定後の現状と課題

- 1 「新市立博物館構想」をめぐる現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (1) 「新市立博物館構想」策定後の動き
 - (2) 「安曇野市新市立博物館構想」が抱える現在の課題
- 2 博物館施設の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (1) 建物等の老朽化
 - (2) 収蔵庫の不足による資料整理の停滞
 - (3) 時代遅れの施設・設備
 - (4) 専門者の不足
- 3 博物館を取り巻く情勢の変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (1) 安曇野市の博物館施設を取り巻く情勢の変化
 - (2) 近隣自治体の博物館の状況
 - (3) 安曇野市の諸計画
 - (4) 博物館法の改正

II 新市立博物館建設に向けた施設の整備方針

- 1 新市立博物館の規模及び既存施設の統廃合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (1) 新博物館の規模及び既存施設の統廃合案検討の基本的な考え方
 - (2) 新博物館の規模及び既存施設の統廃合に関する2案
- 2 新市立博物館の立地条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

III 安曇野市の博物館全体のコンセプトと各館の担当役割

- 1 博物館施設全体のコンセプト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (1) 安曇野市の博物館施設全体のコンセプト
 - (2) 博物館利用者への働きかけ
- 2 各館が担当する分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (1) 新市立博物館（基幹博物館）が担う分野
 - (2) 貞享義民記念館
 - (3) 臼井吉見文学館
 - (4) 飯沼飛行士記念館
 - (5) 熊井啓記念館
 - (6) 安曇野市文書館
 - (7) 文化財資料センター
 - (8) 二木教職員住宅
- 3 博物館施設の相互協力による「発信・連携」・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (1) 新市立博物館
 - (2) 貞享義民記念館

(3) 臼井吉見文学館・飯沼飛行士記念館・文書館・熊井啓記念館	
4 市民等との連携による「発信・連携」	12
(1) 博物館施設等への協力団体の現状	
(2) 新市立博物館における市民連携のあり方	

IV 新市立博物館建物の構成

1 展示部門	14
(1) 常設展示室	
(2) 企画展示室	
(3) ガイダンス展示室	
2 活動・体験部門	14
(1) 活動体験室	
(2) 講堂（会議室）・研修室	
3 収蔵部門	15

- 資料1 安曇野市新市立博物館整備方針検討委員会設置要綱
- 資料2 安曇野市新市立博物館整備方針検討委員会 委員名簿
- 資料3 安曇野市新市立博物館整備方針検討委員会 策定経過

I 「新市立博物館構想」策定後の現状と課題

1 「新市立博物館構想」をめぐる現状と課題

(1) 「新市立博物館構想」策定後の動き

「新市立博物館構想」（以下、「構想」と略す）が策定された翌年、平成 28 年度には文化課に博物館係との兼務という形で新市立博物館準備室が設置されました。準備室では、公共施設等でのコンパクト展示を実施し、より多くの市民に博物館のことを知ってもらう機会を増やしました（「構想」18 頁参照）。

また新市立博物館が整備されるまでの間、基幹博物館となる豊科郷土博物館には、展示室に空調設備や階段昇降機を設置し、来館者がより快適に利用できるような取り組みを行ってきました。

さらに平成 30 年度には、「構想」19 頁で提案されていた安曇野市文書館が開館しました。これにより、歴史的公文書や古文書を収集・整理・保存・公開する体制が整えられ、市内の貴重な史料の散逸を防ぐ役割を担っています。

一方で、新市立博物館設置に向けた準備のために資料の整理等を行う博物館準備センター（「構想」18 頁参照）は、いまだに設置されておらず、新市立博物館建設への具体的な検討に着手することができていません。

【表 1】新市立博物館構想策定後の主な動き

平成 28 年度	新市立博物館準備室設置（文化課博物館係兼務） 市公共施設等にてコンパクト展示を開始
平成 29 年度	豊科郷土博物館展示室に空調設備工事
平成 30 年度	安曇野市文書館開館
令和元年度	臼井吉見文学館の直営化
令和 2 年度	豊科郷土博物館及び同館友の会自然と暮らしの文化部にて穂高鐘の鳴る丘集会所を機織り等の体験活動の拠点とする
令和 4 年度	新市立博物館準備室を廃止し、博物館係を博物館担当とする 豊科郷土博物館の耐震診断実施。昭和 54 年に旧耐震基準に沿って建てられた建物だが、現行の耐震基準を満たす堅牢な建物との判定あり
令和 6 年度	穂高鐘の鳴る丘集会所改修工事により、機織り体験の拠点を二木教職員住宅へ移す 豊科郷土博物館に階段昇降機を設置

(2) 「安曇野市新市立博物館構想」が抱える現在の課題

「構想」策定後、新市立博物館建設に向けた動きができなかった要因として、以下の点が挙げられます。

- ・財政上の制約がある。
- ・新市立博物館の建設場所が決まらない。
- ・博物館準備センターとして使用できる施設が見つからない。
- ・博物館及び「新市立博物館構想」に対する市民の認知度や理解度に個人差がある。

2 博物館施設の現状と課題

既存の博物館施設の現状・課題は、以下に挙げたとおりです。「構想」3頁に列挙された課題の多くが解決されず、年数の経過とともに深刻さを増してきています。これらの課題を解決するためにも、新市立博物館の整備や既存施設の統廃合、また統廃合せずに存続することになる既存施設の長寿命化改修の必要性が高まってきています。

(1) 建物等の老朽化

- ア 上下水道設備の破損、雨漏り、床面の剥離等の発生
- イ 備品や展示具の老朽化

(2) 収蔵庫の不足による資料整理の停滞

ア 収蔵スペースの不足

- ・現在、文化財資料センターの収蔵資料（主に出土遺物）が飽和状態に達しています。同センターは、考古資料とともに旧明科歴史民俗資料館の資料を収蔵する目的で、平成24年度に学校給食センターから改修されたものです。しかし毎年の発掘調査で考古資料が増加し、民俗資料のスペースが圧迫されつつあります。
- ・穂高郷土資料館の民俗資料のなかには、建物内に収まりきらず軒下等の外気に触れる環境に置かれているものもみられます。

イ 劣悪な収蔵環境

旧三郷民俗資料館及び旧堀金歴史民俗資料館は、施設の統廃合により、条例上は廃止されていますが、収蔵スペースの確保や、当該地域の資料を見たいという市民の要望に応えるため、建物を存続させて資料も収蔵されたままになっています。しかし以下の諸点から、資料の長期保存に適さない環境になっています。

- ・旧堀金歴史民俗資料館の1階は湿度が高く、カビが発生しやすい環境にあります。
- ・旧三郷民俗資料館は築60年以上を経た木造建物のため壁や床に隙間が多く、虫害を免れることができない環境にあります。また旧役場庁舎のため窓が多く、外光が資料の劣化を助長しています。
- ・旧堀金・三郷の両資料館とも、在勤の管理者がいないため、清掃等の管理が行き届かない状況です。

(3) 時代遅れの施設・設備

ア LED照明や空調設備の整備の遅れ

イ 不十分なバリアフリー設備

多くの施設で、エレベーター等のバリアフリー設備が整備されず、高齢者・障がい者等への配慮が十分ではありません。

貞享義民記念館では、2階に常設展示室やシアター等が備えられているため、建築当初からエレベーターが設置されています。定期的な点検を実施し、安全性は担保されていますが、法改正に伴う改修の対応ができず、既存不適格のままとなっています。

豊科郷土博物館にはエレベーターが設置されていません。令和6年度にいす式階段昇降機が設置され、高齢者や足に障がいのある方等の利用に供していますが、十分な対応ができているとは言えません。

(4) 専門者の不足

ア 若手の人材の不足

豊科郷土博物館等には現在、学芸員等の専門者が一定数配置されてはいるものの、若手の職員が不在で、将来に向けた専門者の育成ができていないとは言えません。

イ 正規職員の不足

博物館施設の館長及び学芸員等の専門者はいずれも会計年度任用職員であり、正規及び再任用職員は文書館に配置されているだけです。単年度を雇用の単位とした会計年度任用職員だけでは、市職員としての業務遂行能力も十分に育成することができず、博物館としての長期的な計画を立てることも困難です。

3 博物館を取り巻く情勢の変化

博物館施設が多くの課題を抱える一方で、市民等からの博物館への関心も高まってきています。また近隣自治体では、博物館のリニューアルの動きもみられるほか、博物館法の改正等もあり、新しい博物館の在り方が求められることも考慮しなくてはなりません。

(1) 安曇野市の博物館施設を取り巻く情勢の変化

ア 臼井吉見文学館への注目

小説『安曇野』の復刊や相馬愛蔵・黒光夫妻ゆかりの新宿中村屋との連携が行われるなど、臼井吉見やその作品に対する関心が高まっており、臼井吉見文学館の果たす役割にも期待が寄せられつつあります。

イ 学校等の博物館利用の増加

市内小中学校や地区公民館等が博物館等の出前講座を利用する回数が増加しています。

直近3か年の出前講座の回数

		令和6年度	令和5年度	令和4年度
小中学校・ 高校・大学へ の出前講座	豊科郷土博物館	45	28	28
	貞享義民記念館	1	1	1
	文書館	4	3	4
	臼井吉見文学館	5	4	4
公民館等へ の出前講座	豊科郷土博物館	33	22	28
	貞享義民記念館	15	4	4
	文書館	14	10	—
	臼井吉見文学館	—	—	—

(2) 近隣自治体の博物館の状況

周辺市町村では、博物館のリニューアルや移転が実現しています。安曇野市では、これらの動きを注視し参考にしていく一方で、近隣の博物館と内容が重複しない博物館を整備する必要があります。

ア 大町市立山岳博物館 平成26年3月29日リニューアルオープン

(分野：北アルプスの自然・登山の歴史)

イ 松本市立博物館 令和5年10月新館開館

(分野：松本城を中心とする歴史。松本を訪れる観光客をターゲットに)

ウ 箕輪町郷土博物館 令和6年9月、耐震改修工事等が完了し、リニューアルオープン

(3) 安曇野市の諸計画

ア 「第2次安曇野市総合計画」基本構想・後期基本計画（令和5年度～令和9年度）

「5-6 歴史・文化遺産の継承」の中で、価値創出プロジェクトに関連した取組として、以下の文言が盛り込まれています（総合計画・後期基本計画 131 頁）。

誰もが活躍する 共生のまち	・博物館の展示や出前講座の内容などを工夫し、外国籍住民や子ども、障がい者などに配慮したものを目指します。
------------------	--

→博物館の展示等は、バリアフリーやユニバーサルデザインを取入れたものとするのが求められます。

イ 「安曇野市文化財保存活用地域計画」（令和7年12月19日文化庁認定）

- ・安曇野市における文化財の適切な保存と活用を図るため、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第183条の3第1項に規定する文化財保存活用地域計画が策定されました。
- ・「安曇野市文化財保存活用地域計画」の「第7章 地域の宝物の保存・活用に関する措置」の一環として、「新市立博物館整備及び既存博物館施設の再編」や「博物館・美術館・記念館等の運営・企画の充実」等が盛り込まれています。

(4) 博物館法の改正

新市立博物館の建設にあたっては、令和5年4月1日付で改正された博物館法の内容を踏まえて検討しなければなりません。

ア 博物館の事業（博物館法第3条第3項）

博物館の事業として、関係団体及び民間団体と連携・協力し、教育・学術及び文化の振興、文化観光その他の活動の推進を図り、地域の活力の向上に寄与するよう努めることが求められています。

博物館法 (博物館の事業) 第三条 3 博物館は、第一項各号に掲げる事業の成果を活用するとともに、地方公共団体、学校、社会教育施設その他の関係機関及び民間団体と相互に連携を図りながら協力し、当該博物館が所在する地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光（有形又は無形の文化的所産その他の文化に関する資源（以下この項において「文化資源」という。）の観覧、文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光をいう。）その他の活動の推進を図り、もって地域の活力の向上に寄与するよう努めるものとする。

文化芸術に関する施策を観光やまちづくり等の他分野と連携させることは、文化芸術基本法にも定められています。

文化芸術基本法 (基本理念) 第二条 10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。
--

イ 博物館登録に係る主な審査基準（博物館法第13条第1項第3～5号）。

- ・博物館資料の電磁的記録の公開
- ・資料の収集、保管及び展示並びに調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備の整備
- ・高齢者、障がい者、妊娠中の者、日本語を理解できない者等への配慮 等

文化芸術活動における障がい者への配慮は、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律にも明記されています。

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

（文化芸術の鑑賞の機会の拡大）

第九条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を鑑賞する機会の拡大を図るため、文化芸術の作品等に関する音声、文字、手話等による説明の提供の促進、障害者が文化芸術施設（中略）を円滑に利用できるようにその構造及び設備を整備すること等の障害の特性に応じた文化芸術を鑑賞しやすい環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

II 新市立博物館建設に向けた施設の整備方針

新市立博物館の整備方針の検討にあたり、本委員会では以下の3点について検討しました。

- ・新市立博物館の規模
- ・既存施設の統廃合
- ・新市立博物館の立地条件

1 新市立博物館の規模及び既存施設の統廃合

(1) 新博物館の規模及び既存施設の統廃合案検討の基本的な考え方

以下の2点を踏まえて、新市立博物館の規模と既存施設の統廃合について検討しました。

- ア 新市立博物館の規模及び既存施設の統廃合方針は、「新市立博物館構想」を基本とする。
- イ 既存施設の統廃合にあたっては、各施設をめぐる近年の動向を勘案する。

(ア) 臼井吉見文学館と飯沼飛行士記念館

- ・臼井吉見文学館及び飯沼飛行士記念館は、「構想」策定当時、年間の来館者が1000人に満たなかったことから、統廃合の対象とされた。
- ・しかし近年、臼井吉見の小説『安曇野』の復刊等、安曇野ゆかりの先人の顕彰に注目が集まっている。また飯沼飛行士記念館では、職員の努力や神風号の設計図の発見等により、年間の来館者が1000人を超えている。
- ・以上から、両館を存続させ、文書館と連携して人物顕彰の役割を持たせることとする。

(イ) 二木教職員住宅

- ・豊科郷土博物館及び同館友の会では、穂高鐘の鳴る丘集会所を拠点に機織りの体験を行い、その技術の習得・伝承を行ってきた。しかし令和6年度の改修工事以降は、集会所をアーティスト・イン・レジデンスの拠点として使用することになったため、二木教職員住宅に移って活動を続けている。
- ・新市立博物館設置以後は、その規模により存続又は統廃合とする。

(ウ) 熊井啓記念館

- ・豊科交流学習センター内に置かれている熊井啓記念館は、「構想」では触れられていないが、現状のまま存続する。

(2) 新市立博物館の規模及び既存施設の統廃合に関する2案

(1)を踏まえて、新市立博物館の規模及び既存博物館の統廃合について以下の2案を提案します。

- ア (A案) 新市立博物館の延床面積を4,000㎡とする

基幹博物館：新市立博物館 4,000㎡ (うち収蔵部門2,000㎡)

※ 新市立博物館の延床面積を4,000㎡とする根拠

「構想」36頁に、人口10～20万人の都市における総合博物館の平均延床面積が3,000㎡とあります。37頁には、「展示部門」「収蔵部門」「管理部門」がそれぞれ1,000㎡ずつ構成することを見込んでいますが、統廃合予定施設の収蔵部門の部分1000㎡を足した面積として、4,000㎡を見込んでいます。

既存施設：(展示施設) 貞享義民記念館、臼井吉見文学館、飯沼飛行士記念館、熊井啓記念館

(収蔵施設) 旧堀金歴史民俗資料館、文化財資料センター、文書館

(体験施設) 二木教職員住宅

統廃合施設：豊科郷土博物館、穂高郷土資料館、旧三郷民俗資料館

イ (B案) 新市立博物館の延床面積を 3,000 m²とする

基幹博物館：新市立博物館 3,000 m² (うち収蔵部門 1,000 m²程度)

既存施設：(展示施設) 貞享義民記念館、臼井吉見文学館、飯沼飛行士記念館、熊井啓記念館

(収蔵施設) 旧堀金歴史民俗資料館、文化財資料センター、文書館、豊科郷土博物館

統廃合施設：穂高郷土資料館、旧三郷民俗資料館、二木教職員住宅

- ・敷地や予算等に鑑みてA案が困難な場合は、B案で計画を進める。
- ・本案では、新市立博物館の収蔵部門の床面積が減少するため、豊科郷土博物館を収蔵施設に充て、『新市立博物館構想』に明記されている 2,000 m²以上の収蔵面積を維持する。二木教職員住宅は、豊科郷土博物館に統廃合し、機織り・染色等の機能を持たせる。

2 新市立博物館の立地条件

新市立博物館の立地条件については、「構想」35 頁でも述べられていますが、委員会では議論を詰め、交通や防災等の観点から候補地として考慮すべき点を【表 2】のとおり絞り込みました。

【表 2】新市立博物館の立地条件

	「構想」35 頁より	考慮すべき点
規模	<ul style="list-style-type: none">・今までに博物館等施設が保管してきた資料が十分に入る大きさの収蔵庫・自然・歴史・民俗など複数の分野が展示できるスペース・十分な広さの駐車場	<ul style="list-style-type: none">・「博物館構想」にある 10,000 m²の敷地の確保が望ましい・最大 4000 m²の建物が建築可能であること
交通	<ul style="list-style-type: none">・アクセスに便利な場所を検討	<ul style="list-style-type: none">・駅からのアクセスがしやすい場所が望ましい
周辺	<ul style="list-style-type: none">・博物館が周辺住民の生活環境に及ぼす影響を考慮・商業地や住宅地などが博物館に及ぼす影響を考慮	<ul style="list-style-type: none">・公共施設や学校等の教育施設の近くが望ましい・景観を妨げない場所の選定が必要・商業地や住宅地への影響
防災	<ul style="list-style-type: none">・資料を保護するため、地震・風水害のような自然災害や、火災のような人災の被害に遭いにくい場所を選ぶ。	<ul style="list-style-type: none">・浸水想定区域 3.0m以上の地域は避ける・土砂災害警戒区域は避ける
個性	<ul style="list-style-type: none">・周囲の自然環境や近くにある文化遺産などを考慮し、目的や理念に合った場所を選ぶ	<ul style="list-style-type: none">・市内各地に豊かな自然環境や史跡が点在。特に相乗効果が生み出せそうな場所が望ましい
費用	<ul style="list-style-type: none">・土地を購入したり造成したりする費用を検討する(おもに用地取得費用)	<ul style="list-style-type: none">・借地ではなく購入を検討する・できるだけ市有地を利用し購入する土地を減らす

Ⅲ 安曇野市の博物館全体のコンセプトと各館の担当分野

「構想」23 頁には、新市立博物館の基本理念や基本方針が謳われています。これをもとに、安曇野市の博物館の基本理念やターゲットとする利用者層を、さらに新市立博物館及び既存博物館施設が担う役割や分野を検討しました。

1 博物館施設全体のコンセプト

(1) 安曇野市の博物館施設全体のコンセプト

安曇野市の博物館施設全体の基本理念及び基本方針は、「構想」23 頁の内容を踏襲して、以下のア及びイのとおりとします。

ア 基本理念 安曇野市の自然と人々の営みが生み出した文化を
市民とともに「守り」「育て」「創る」

イ 基本方針

方針1 安曇野の文化を受け継ぎ、未来に伝える博物館

方針2 誰もが親しみやすく、楽しめる博物館

方針3 学びの輪を広げ、市民と協働する博物館

(2) 博物館利用者への働きかけ

上記の基本理念及び基本方針を承けて、安曇野市の博物館では、市民の皆さんにふるさとの理解を深め、ふるさとの愛着を持ってもらい、その未来について考えてもらうための活動を進めていきます。

観光地でもある安曇野に建つ博物館として、観光客に当地を紹介する姿勢も不可欠ですが、まずは市民に楽しんでもらうことを念頭に、学びの場や機会を提供します。

ア ターゲットとする博物館の利用者層

- ・安曇野市の博物館では、市民、特に子どもたちや親子をターゲットとする。
- ・各博物館施設の特色を活かして、親子で楽しめる体験等を用意する。

イ 地域を巡ってもらうことを促す博物館に

- ・安曇野市の博物館では、利用者に地域を巡ってもらうことを促す。

→

- ・市民の学びに寄与→地域の魅力を再発見
- ・観光客も楽しめる安曇野に

ウ 市民や博物館施設相互の連携

- ・上記イについて、新市立博物館開館後は、博物館施設相互や市民との連携による発信を行う。（「3 博物館施設の相互協力による「発信・連携」」及び「4 市民等との連携による「発信・連携」」で詳しく触れます）。

(ア) 博物館施設相互で連携して、利用者に地域を巡ってもらうように促す。

(イ) 市民等の協力を得ながら、「フィールドミュージアム」または「エコミュージアム」づくりを進める。

【参考】「新市立博物館構想」上での位置づけ

- ・「新市立博物館構想」の基本方針には盛り込まれていないが、新市立博物館の4つの役割のひとつ、「発信・連携」において、「フィールドミュージアムづくりに向けた市民連携」として触れられています。

「新市立博物館構想」30頁より

(4) 「連携」の活動内容

○フィールドミュージアムづくりに向けた市民連携

- ・安曇野市全体をひとつの博物館に見立て、テーマにあった場所を歩き、史跡や自然などを学んで、その価値を再発見する仕組み「フィールドミュージアム」をつくりあげていきます。具体化にあたっては、市民や民間団体の理解や協力を得ながら取り組みます。

2 各館が担当する分野

基幹となる新市立博物館について、「構想」23頁には「総合博物館であることが大切」と記されています。また既存の博物館施設も、それぞれ特色を持った活動を進めるために、各館が担当する分野について以下のとおり提起します。

(1) 新市立博物館（基幹博物館）が担う分野

- ・自然・景観から歴史・民俗へ

安曇野の自然や景観をベースに、その環境に育まれた民俗や歴史等を学ぶ。

※安曇野を築いた人物の顕彰は、基本的には文書館や臼井吉見文学館等の既存施設で担当する。

ただし、現在の安曇野の環境・景観は、先人たちの努力なくして形づくられることはできなかったという観点から、自然・景観と人との関わりという点で特筆すべき人物は、企画展や講座等を開催して取り上げていく。

(2) 貞享義民記念館

ア コンセプト

貞享義民記念館では、江戸時代に発生した百姓一揆「貞享騒動」を顕彰する。開館以来のテーマとして「生きる権利の主張」を掲げ、今もなお進展を遂げつつある人権意識について学びを続ける施設とする。

また貞享騒動の舞台となった安曇野の開発の歴史も探求する。

イ 担当分野

- ・貞享騒動 騒動の経緯、旧跡、義民の伝承・伝説、後世の顕彰活動
- ・人権学習 自由、平等、平和、基本的人権（従来の人権学習のほか、近年のLGBTQ、SDGs等）
- ・郷土史 貞享騒動が起きた安曇野では、どのような歴史を経て開発が進められてきたか

(3) 臼井吉見文学館

ア コンセプト

「安曇野」の名を世に広めた小説『安曇野』の作者・臼井吉見の生原稿等の関係資料を収蔵・展示。

隣接する文書館と連携し、近代の安曇野を舞台に活躍し、全国へ雄飛した先人たちの顕彰も行う。

イ 担当分野

- ・ 臼井吉見の業績の紹介
- ・ 小説『安曇野』等に登場する郷土の先人たちの紹介

(4) 飯沼飛行士記念館

ア コンセプト

純国産機「神風号」で初めて亜欧連絡飛行を成し遂げた飯沼正明を顕彰する。また飯沼飛行士の周辺の人物や近代の航空史にもスポットを当てた展示等を行う。

イ 担当分野

- ・ 飯沼正明の業績の紹介
- ・ 飯沼正明に関係する人々の顕彰や同時代の研究
- ・ 近代の航空史を紹介

(5) 熊井啓記念館

ア コンセプト

「帝銀事件・死刑囚」「黒部の太陽」「日本の黒い夏 冤罪」等の社会派映画を世に出した豊科出身の映画監督・熊井啓を顕彰する。

イ 担当分野

- ・ 熊井啓の業績の紹介

(6) 安曇野市文書館（収蔵施設も兼ねる）

ア 役割

歴史的若しくは文化的価値を有する公文書や、古文書等の地域資料を収集・保存する。講座や展示を通して、文書資料の価値づけや、市民の保存に対する意識を高める。臼井吉見文学館等とともに、安曇野ゆかりの先人たちを紹介する。

(7) 文化財資料センター（収蔵施設）

ア 役割

市内遺跡から出土した遺物等を収集・整理・保存する。新市立博物館等での考古資料の展示に協力する。

(8) 二木教職員住宅（体験施設）（統廃合案A案の場合）

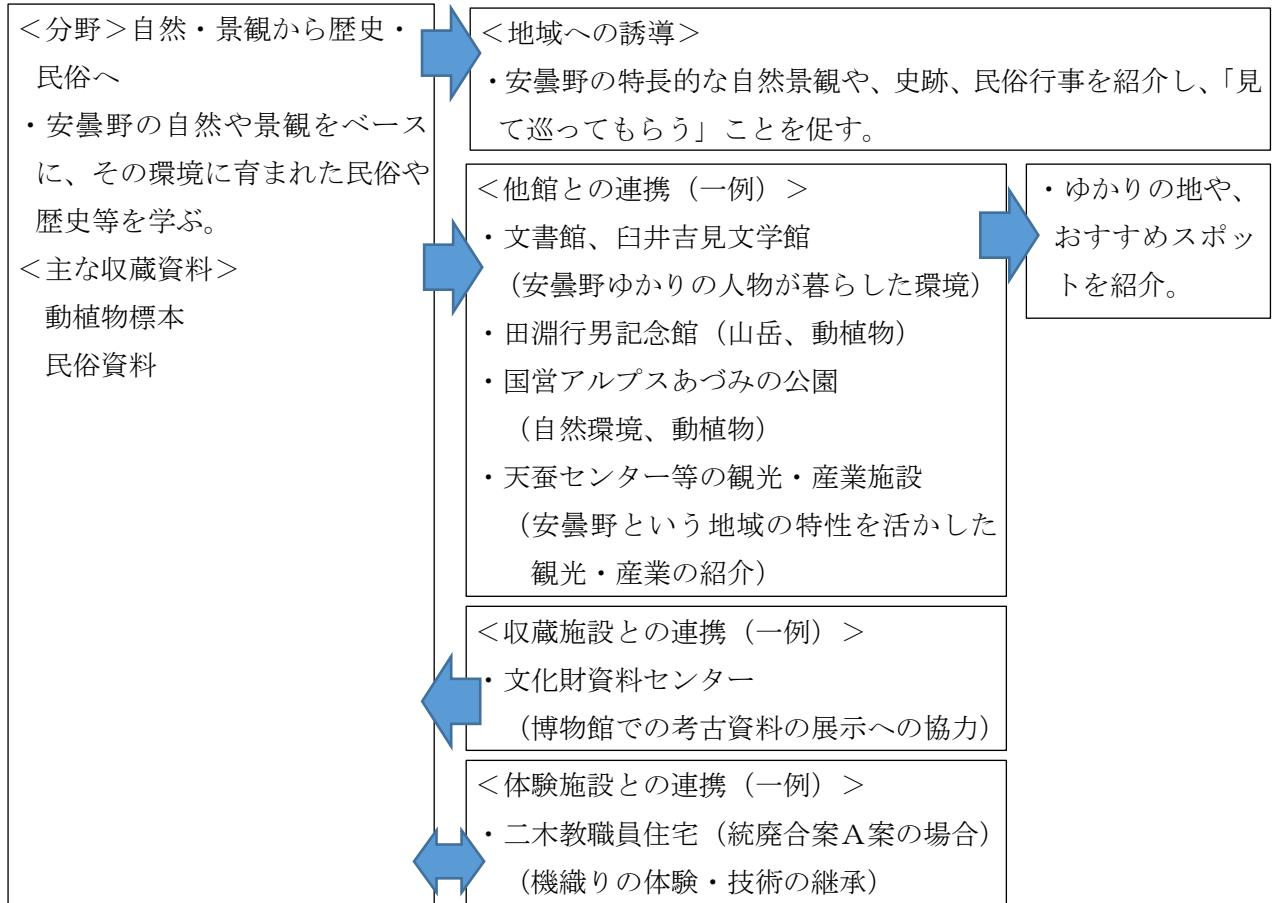
ア 役割

新市立博物館の附属施設として郷土に伝わる機織りや染色等の技術を継承・普及させる。

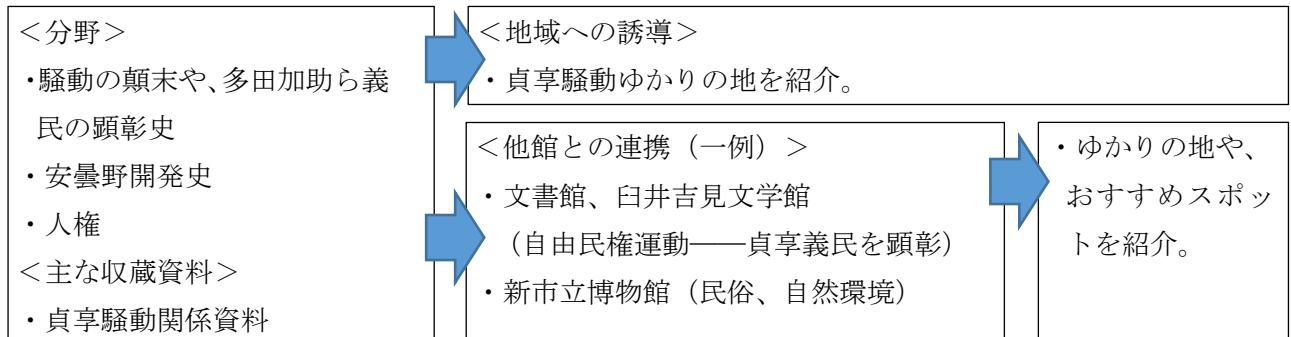
3 博物館施設の相互協力による「発信・連携」

- ・ 博物館施設では、新市立博物館が中心となって、市内の文化遺産・みどころを紹介し、地域を巡ってもらうことを促す活動を行う。
- ・ 「新市立博物館構想」（17頁）にいう「博物館グループ」のみならず「美術館グループ」の各館や、私立館、観光や産業に関係する施設も紹介する。また各館にゆかりの地の紹介にも協力してもらう。

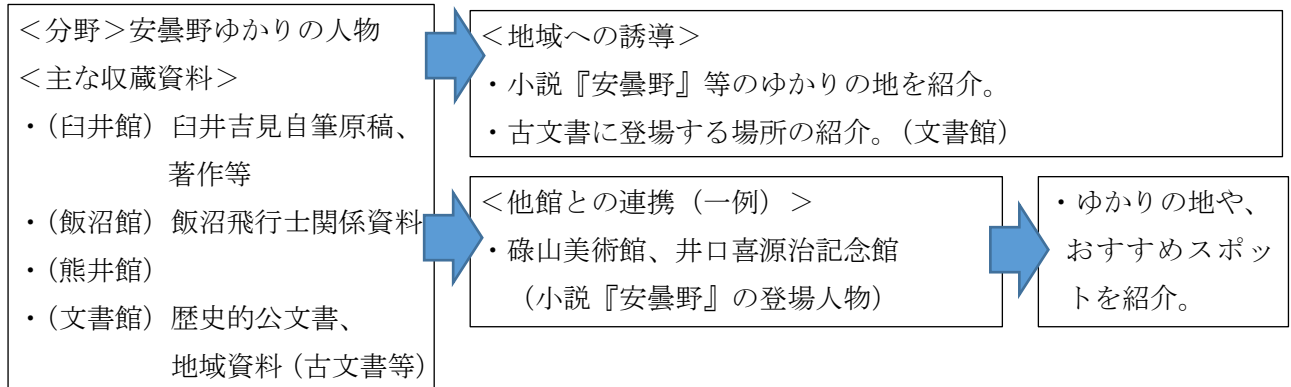
(1) 新市立博物館



(2) 貞享義民記念館



(3) 臼井吉見文学館・飯沼飛行士記念館・文書館・熊井啓記念館



4 市民等との連携による「発信・連携」

これまで博物館や文書館では、市民の協力を得ながら活動を進めてきました。行政と市民との程よい近さが安曇野市の利点であると考えられます。新市立博物館開館後も、市民とともに歩いていく姿勢を堅持するため、市民や関係団体との連携を進めます。

(1) 博物館施設等への協力団体の現状

ア 豊科郷土博物館友の会（令和6年度実績）

(ア) 会員数：211人

(イ) 部会：10部会 書道部、絵手紙部、植物画部、山草部、写真部、戦時生活部、自然と暮らしの文化部、植物調査部、郷土史部、タカラさがし部

(ウ) 活動内容（部会によって異なる）

- ・友の会展（会員による作品展）の企画、講座の開催、調査活動
→ 一部の部会では、調査成果等を博物館に還元。

イ 臼井吉見文学館友の会

- ・臼井吉見や安曇野の歴史を学ぶ学習会。
- ・以下のグループのほか、友の会創設以前から、小説「安曇野」を読む会が活動している。

(ア) グループ：5グループ 筑摩書房草創期を語る会、自分をつくるを読む会、堀金村誌を読む会、安曇野の人々を語る会、臼井吉見関連本を読む会

(イ) 活動内容

週1回または月1回程度、学習会等を行う。

臼井吉見文学館とともに年2回の講演会を開催。

ウ 穂高古文書勉強会

- ・穂高古文書勉強会は、市民の有志により独立して活動する団体。
- ・古文書解読のスキルの高い会員により、市教育委員会（旧穂高町教育委員会）が収集した古文書の調査を依頼してきた。

現在、安曇野市誌編さん専門調査会の一環と位置づけて、地域資料の調査を委嘱している。

(ア) 『安曇野市誌』編さんの古文書調査への協力

- ・穂高古文書勉強会の会員等の古文書解読のスキルの高い市民を、安曇野市誌編さん専門調査会の地域資料調査部会調査員として委嘱し、『安曇野市誌』編さんに必要な古文書調査等を依頼している。

活動人数：11人

活動日：毎週金曜日（ただし必要により、別に調査を実施することもあり。）

活動内容：文書館が収集した古文書の目録取り

文書館主催の古文書初級講座への講師の協力

(2) 新市立博物館における市民連携のあり方

「構想」では、新市立博物館の役割のひとつ「発信・連携」（29～31頁）において、連携先として「市民」「民間団体」等としています。しかし、豊科郷土博物館や臼井吉見文学館の友の会の位置づけについては、言及されませんでした。

統廃合の対象となっている豊科郷土博物館の友の会には、新市立博物館へ引き継ぎ、友の会との協働を中心として、市民との連携を進めていきます。

ア 友の会

新市立博物館の友の会は、会員の生涯学習の推進と相互の親睦を図るとともに、新市立博物館と協働した活動を進めることが望ましいと考えます。

- (ア) 友の会の活動をより広く周知し、市民に開かれた活動を展開するため、各部会では会員のみの参加する講座だけでなく、会員以外の一般市民が参加できる展覧会やワークショップ等も企画する。
- (イ) 戦時生活部、自然と暮らしの文化部、植物調査部、郷土史部及びタカラさがし部の各部会では、調査研究活動の成果を新博物館と共有し、博物館においてもその成果を活用できるようにする。
- (ウ) 部会や会員の専門性に応じて、博物館の資料の整理や常設展示の説明、市内のみどころの案内等も行う。

イ 他団体との連携

- ・市内のみどころに関する情報は、安曇野案内人倶楽部等と情報共有する。

IV 新市立博物館建物の構成

「構想」38頁には、新市立博物館の建物の構成も盛り込まれています。例えば、従来の安曇野市の博物館であまり多くの面積が割かれてこなかった収蔵部門について、延床面積の半分は確保する必要がある等の提言もなされています。

今回の委員会では、これをもとに各室のおおよその面積や、用途等を検討しました。

1 展示部門

(1) 常設展示室

リピーターを確保するため、定期的に常設展示替えを行う。

(2) 企画展示室

特定の生物や自然環境、時代や地域にテーマを絞った企画展や、博物館の友の会による展示を開催する。

(3) ガイダンス展示室

ア 「安曇野を知ろう」

安曇野を網羅的する展示コーナーを設ける（地質、植生、動物、地名、道祖神、神社仏閣、祭り、古墳、山城、堰、道、人物ゆかりの地 等）。

イ 話題になっているテーマに関する展示

新たに収蔵された資料、新発見の古文書、修復・保存処理の終わった考古資料、新たに文化財指定された資料を展示する。また本展示室は、博物館だけでなく、文書館や文化財保護係による調査成果の展示、市役所内の他部署や市民団体にガイダンス展示の作成を依頼する等の運用をしてもよい。

2 活動・体験部門

(1) 活動体験室

（従 来）豊科郷土博物館の体験スペース

- ・豊科郷土博物館等では、勾玉づくりや切り紙、藍の生葉染め等、子ども・親子向けの体験を設けているが、小さな作業はエントランスや玄関先で、一定の広さが必要な作業は、建物前の駐車場で行って来た。

（新博物館）活動体験室を設け、作業スペースを確保する。

- ・流し台や調理台を設けて、工作や料理等が体験できるようにする。
- ・屋外に子どもたちが遊べるような広場を設けることが望ましい。
- ・屋外との出入りを自由にし、外でも中でも作業ができるようにする。

(2) 講堂（会議室）・研修室

（従 来）豊科郷土博物館学習室 99.52 m²——50人も入れば一杯

貞享義民記念館研修室 50.10 m²——30人も入れば一杯

講座や会議を行う部屋は、それぞれの館に一室しかなく不便である。

（新博物館）講堂（会議室） 文書館等の講座で利用している掘金公民館講堂は280 m²あり、100人以上が収容できる。

研修室 小さめの一室を設け、講堂使用中でも別の活動ができるようにする。

3 収蔵部門

新市立博物館の収蔵資料は、民俗資料と自然史資料が大部分を占めています。既存施設が統廃合されると、そのほとんどを新市立博物館で収蔵することになります。

(従 来) 以下の施設で民俗・自然史資料を収蔵。

	収蔵面積(m ²)	備考
豊科郷土博物館	96	1階・2階収蔵庫合計
穂高郷土資料館	478	館内で展示しながら収蔵。ただし屋外にも資料があふれる
旧堀金歴史民俗資料館	657	
旧三郷民俗資料館	598	
文化財資料センター	約 100	旧明科歴史民俗資料館分
計	1,929(約 2,000)	

(新博物館)「構想」38頁では、新市立博物館の延床面積を4,000 m²とした場合、収蔵部門を2,000 m²確保することとしている。新市立博物館の延床面積がこれより狭くなった場合も、既存施設も含めて、同程度の面積を確保したい。

資料1 安曇野市新市立博物館整備方針検討委員会設置要綱

令和5年8月24日教育委員会告示第14号

安曇野市新市立博物館整備方針検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 平成27年度に策定された安曇野市新市立博物館構想の現状に則した再検討、及び新市立博物館の整備方針及び既存博物館等（豊科郷土博物館、穂高郷土資料館、貞享義民記念館、臼井吉見文学館、飯沼飛行士記念館その他の資料の収蔵施設等をいう。）の改修等の方針に関する検討を行うため、安曇野市新市立博物館整備方針検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 安曇野市新市立博物館構想を現状に即して再検討すること。
- (2) 新市立博物館の整備方針を検討すること。
- (3) 既存博物館等に係る改修又は統廃合の方針を検討すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 博物館、歴史、芸術、民俗及び産業並びに自然科学等に関する見識を有する者
- (2) 市内の歴史、芸術、民俗及び産業並びに自然科学等に関する見識を有する者
- (3) その他学校教育、福祉、観光等に関する見識を有する者

2 委員会の委員の任期は、第2条各号に掲げる任務が終了する日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

2 委員長が必要であると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、教育委員会教育部文化課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 委員会の最初の会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

資料2 安曇野市新市立博物館整備方針検討委員会 委員名簿

(五十音順)

役職	氏名	所属等（令和8年3月現在）
委員	金井 直	信州大学人文学部長
委員	倉石 あつ子	元豊科郷土博物館職員、元跡見学園女子大学教授
委員長	笹本 正治	長野県立歴史館特別館長
委員	佐藤 亜紀子	一般社団法人安曇野市観光協会企画営業課長
委員	中村 寛志	信州大学農学部名誉教授
委員	丸山 亨	社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会地域福祉課地域福祉係主幹係長
委員長職務代理	百瀬 新治	安曇野市豊科郷土博物館友の会会長
委員	横山 はるえ	元三郷小学校教頭

資料3 安曇野市新市立博物館整備方針検討委員会 策定経過

会議等名	開催日	議題等
第1回検討委員会	令和6年1月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会設置経過・設置要綱 ・「安曇野市新市立博物館構想」の課題 ・安曇野市新市立博物館整備方針の検討内容
第2回検討委員会	7月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・「安曇野市新市立博物館構想」の課題 ・新市立博物館整備方針の検討の方向性等
既存施設視察	8月7日	既存博物館施設の視察
第3回検討委員会	10月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・新市立博物館の規模及び既存博物館施設の統廃合
既存施設視察	10月31日	既存博物館施設の視察
第4回検討委員会	11月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・新市立博物館の全体の方向性について ・博物館施設整備に向けた費用の算出について
第5回検討委員会	令和7年1月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・「安曇野市新市立博物館等整備に係る提案書」について
第6回検討委員会	令和8年3月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・「安曇野市新市立博物館等の整備方針に係る提案書」について